

わがまち歴史散歩

なぞだらけ、近世初頭の池田の統治機構



▲慶長撰津国絵図(部分、出典：にしのみやオープンデータサイト)

○江戸時代の初め、池田は町として知られていた

徳川幕府が始まったころ、池田は村だったのでしょいか、町だったのでしょうか。ちよつと突飛な問題のようですが、大事なところ

です。幕府を開いて間もない慶長10年(1605)、徳川家康は全国の諸大名に命じて国絵図を描かせています。このとき提出された正規の国絵図は江戸城の火災で焼失したようですが、西日本を中心に控えや写本などが残っていて、撰津国絵図は西宮市立郷土資料館に大事に保存されています。

この慶長撰津国絵図では池田は四角く線で囲まれて、「池田町」と記載されています。豊島郡では

「町」とされているのは池田だけ。西隣の川辺郡では山下町・伊丹町そして塚口町。尼崎は「尼崎」とのみ記されていて、城下だったことを示しています。武庫郡では町となつているのは西宮町のみです。他は全て名前の最後に「村」の文字がつけられています。池田は、町として近郷に知られていたのでしょうか。

ちなみに、前回の記事では、文禄4年(1595)「池田中」の名で、放火した人物を石子詰めの刑に処した史実を紹介しておきました。これは、池田は自立した意思を執行する町として近世初頭には戦乱を乗り越えて復興していたことを示す象徴的な出来事ではなかったのでしょうか。

○「村」となった池田の町

しかし、慶長19年(1614)、大坂の陣が始まったときには、「池田の庄屋・年寄たち」が家康の陣を訪ね、当時大御所だった家康から池田で乱暴狼藉など三力条を禁じる禁制と家康の朱印をもらったことが言い伝えられています。

寛政2年(1790)に写されたとされるこの禁制には「撰州

池田村」の文字が、また、第二条には「田畠立毛刈取り」、第三条には「百姓らに対し非分の申懸け」がそれぞれ禁止事項として書かれています(以上、林田良平「御朱印事件と満願寺屋」『池田郷土研究』第4号)。まるで池田は農村だったかのようです。

では、この禁制と朱印は本当にこのように書かれていたのでしょうか。これまでたびたび紹介してきた「穴織宮拾要記末」には、「禁制」に書かれていたのは「往来狼藉・放火・刈田」の三力条であったとされています。このうち「往来狼藉」の文字の下には「十二市ノ事、御朱印のほか別紙下さる」と注記されています。これは池田が半ば常設化された市場であったことを示しており、先の林田氏紹介の「禁制」とは大いに自身が違っています。また、最後に「慶長年中也」として、庄屋新左衛門ほか二人の庄屋の名前、および、それぞれの人物の現在すなわち宝永2年(1705)ごろにおける末裔の名前が記されています。

故林田良平氏紹介の前記事とこの記事、どのような関係になるのでしょうか。大事なところかと思いますが、なにしろ、「禁制」

の実物が今残っていないので、なかなか説明は難しいと言わなければなりません。はたして池田はこ

○よくわからない。池田の統治機構の形成と変遷

そもそも戦国期以降の町の復興過程で、また豊臣・徳川といった強力な中央政権成立過程で、町の統治機構はどうつくられ、どう変化していったのでしょうか。市の歴史を知るうえで根本課題です。しかし『新修池田市史』では触れることはできませんでした。

近世において池田が村とされ、庄屋と年寄が置かれていたことは事実です。しかし、その制度とはいかなるもので、いつ始まったのでしょうか。また、池田という地域はいつ、どのようにその境域を確定していったのでしょうか。このあと、これらの問題についても少し考察してみようと考えています。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674